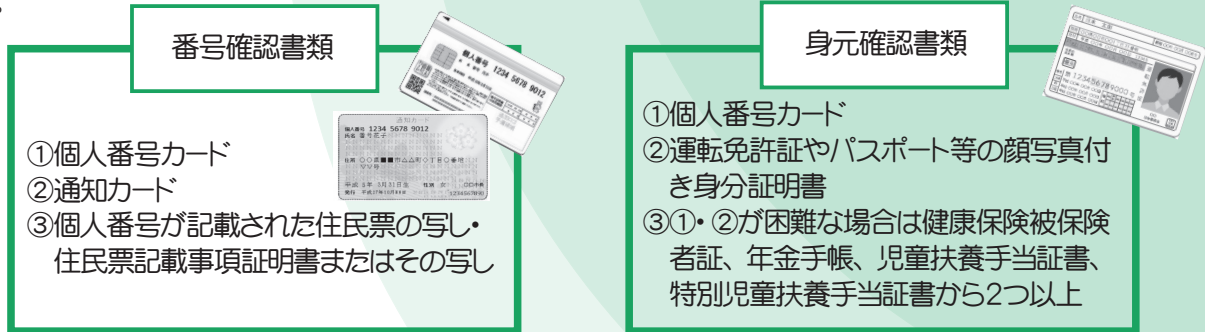


社会保障・税・災害対策の手続きでマイナンバーが必要になります！！

社会保障・税番号制度の開始に伴い、社会保障、税、災害対策関係の行政手続において個人番号（マイナンバー）の提供が必要となります。**マイナンバーを提供していただく際には本人確認（番号確認＋身元確認）が必要**となりますので、手続きをされる場合は下記のいずれかの書類を忘れずにご持参ください。



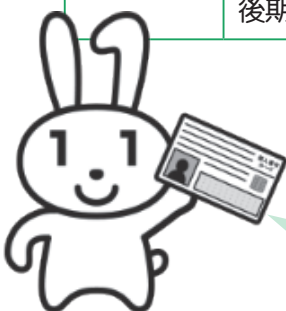
※代理人の方が手続きをされる場合は、本人の番号確認書類、代理人の身元確認書類および代理人の代理権が確認できる書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）が必要です。

◎マイナンバーが必要な主な手続き ※下記の手続き以外にもマイナンバーが必要になるものがあります。

暮らし	住民票・戸籍	転入・転居などの異動、戸籍届出の氏名などの変更※1
税金	町民税	町・県民税申告書の提出、給与支払報告書の提出※2
	固定資産税	償却資産申告書の提出
	軽自動車税	軽自動車税減免申請書の提出
子育て	給付・届出	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・遺児手当の申請
		認定こども園・保育所への入所申し込み
		未熟児養育医療の給付申請
		小・中学校就学奨励制度の医療券交付申請
		母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）
介護・福祉	介護保険	介護認定・更新・区分変更の申請、被保険者証等の再交付の申請
		負担限度額認定の申請、高額介護サービス費の支給申請、特定福祉用具購入費の支給申請、住宅改修費の支給申請
	福祉	障害者手帳の申請、自立支援医療に関する申請
		生活保護の申請、障がい福祉サービスの申請、障がい児通所支援給付の申請、補装具の申請
保険・医療	国民健康保険	加入・脱退、氏名・住所・世帯主の変更、療養費の申請
	後期高齢者医療	加入・脱退、高額療養費の支給申請、障害認定申請

※ 1: 記載事項の変更が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。

※ 2: 平成 28 年度分以降の所得に係る申告書から適用。



個人番号カードは1枚で本人確認ができるからあと便利だよ！

問 総合政策部政策課 ☎ (57) 4229